

地上デジタル放送の活用と普及に向けた提言

地上デジタル放送普及対策検討会

1 はじめに

国においては、2011年(平成23年)までに地上テレビジョン放送のデジタルへの移行を完了するという目標を掲げており、2011年(平成23年)7月には現行のアナログ放送の終了が決定されている。

地上放送のデジタル化は、高画質、高音質の放送に止まらず、携帯端末向け放送やサーバー型放送、さらにはインターネットと連動した双方向での利用が可能になるなど、公共分野での活用や地域情報化の推進にも大きく寄与するものと期待され、我々地方自治体としてもその積極的な活用に向けて検討を進めているところである。また、地上デジタル放送設備投資に対するふるさと融資についても、放送事業者の申し出があった場合には可能な範囲で対応または検討を行おうとしている。

一方、公共分野や地域情報化に地上デジタル放送を活用するためには、全国あまねく地上デジタル放送が受信できることが前提となるが、現在の状況は、昨年12月にやっと全国の親局の開局スケジュールが公表されたばかりであり、その後の放送エリア拡大の道筋は不透明なままである。また、ローカル局においては、地理的に不利な条件、経営上の問題や期間的な制約などにより、中継局の整備が十分に進まず、新たな難視聴地域の発生も懸念されているところである。

2011年の完全移行時まで残された期間はあとわずか約6年という現在、地域住民の生活に密着し、なくてはならない公共的サービスである地上テレビ放送がこのような状況にあることには、住民の福祉をあずかる地方自治体として強い危機感を持っている。

このため、本年2月、こうした危機感を共有する28道県(現在は32道府県が参加)が「地上デジタル放送普及対策検討会」を設立した。

この提言は、国では平成18年度概算要求に向けての検討が行われ、放送事業者においては2011年(平成23年)までの中継局の整備計画が検討されている時期に開催した当該検討会の第2回総会において、地方自治体の立場から地上デジタル放送を地域間格差なく普及するための国及び放送事業者の責務と対応のあり方について、取りまとめたものである。

2 提 言

(1) 放送事業者の対応について

放送事業者は、それぞれの放送区域において独占的に放送電波の割り当てを受け、地域住民の生活に欠かすことのできない公共的サービスを提供しているという立場を十分に認識し、地上デジタル放送への完全移行時には、少なくとも現行アナログ放送の視聴エリアを確保することを目標に、公的支援を安易に求めることなく中継局の共同建設なども含め自らが最大限の努力を行うべきである。

また、放送区域内の住民に対する説明責任を果たすためにも、まずは、地上デジタル放送へ完全移行する2011年(平成23年)までの中継局の整備と中継局によらない場合の代替手段を含めた全体的な整備計画を早期に作成し、本年末までには公表を行うよう全力で取り組むことが必要である。なお、基本手段である中継局のカバーエリア

が現行アナログ放送よりも縮小する計画を示す放送事業者については、その妥当性を客観的に判断できる詳細な情報（中継局の整備コストや財務状況等）についても併せて作成、公表することが必要である。

(2) 国の対応について

地上放送のデジタル化は、視聴者のサービス向上以外にも電波資源の有効活用や経済活性化などを目的に、まさに国の重要な施策として推進されているものであり、このことによるしわ寄せが、条件不利地域の住民にふりかからないようにすることは、国として当然の責務といえる。

また、地上デジタル放送の高度なサービスは、公共分野における情報化推進の手段として大きな可能性を持つことから、新たな公共的サービス開発への取り組みや地方自治体の先進的な取り組みに対する支援は、国としても積極的に行うべきである。

これらの観点から、国として対応すべき具体的事項は次のとおりである。

ア 地上デジタル放送へ完全移行する 2011 年(平成 23 年)7 月の時点で、全ての国民が少なくとも現行アナログ放送と同じ放送事業者の放送が視聴可能であるなど地域間格差なく地上デジタル放送によるメリットを享受できるようにするため、課題の整理を早急に行うとともに、その解決に向けての基本方針や具体策を明らかにし、必要な対策を講ずること。

(a) 地上デジタル放送への完全移行について、放送事業者が自らの責務を十分に自覚し、早期に現行アナログ放送の視聴エリアをカバーする 2011 年までの全体的な整備計画を作成し公表した上で、中継局の整備を基本に代替手段も活用しながら計画実現に向けて全力で取り組むよう、必要な指導を行うこと。また、基本手段である中継局のカバーエリアが縮小する計画を示した放送事業者に対しては、中継局の整備コストや財務状況などその妥当性を客観的に判断しうる情報の公開を求めるとともに、国の責任において十分に精査すること。

(b) 中継局によらない代替手段によって視聴エリアをカバーする計画に対しては、国の責任において妥当性を精査し、中継局によるカバーの場合と比較して新たな住民負担が生ずることがないことを前提に、国の役割を明らかにするとともに、早急に必要な措置を講ずること。また、その際、各地域には様々な事情があることを踏まえて、必要に応じて制度改革を行うことなどにより多様な対策手法を可能とすること。

イ 地上デジタル放送の公共分野における利活用促進のための実証実験を更に拡充し、成果について早急に情報提供を行うとともに、地方自治体の判断や創意工夫を最大限生かせる形で、地方自治体の先進的な取り組みへの支援を行うこと。